

令和8年4月～
適用可能

◆ お知らせ ◆

「駐車施設」に関する開発指導要領の改正について

本市では、人口減少、高齢社会の進行、生活スタイルの多様化・リモート化、公共交通の維持向上、ウォークアブルなまちづくり等への対応が重要になっていることから、下記のとおり「駐車施設」に関する奈良市開発指導要領の改正を行いますのでお知らせいたします。

新規の開発事業計画はもとより、既に開発事前協議の申請をいただいている案件にも適用可能です。ご相談等がございましたら、右のフォームからお問い合わせください。

[<お問い合わせフォーム>](#)

<https://logoform.jp/f/eImxn>

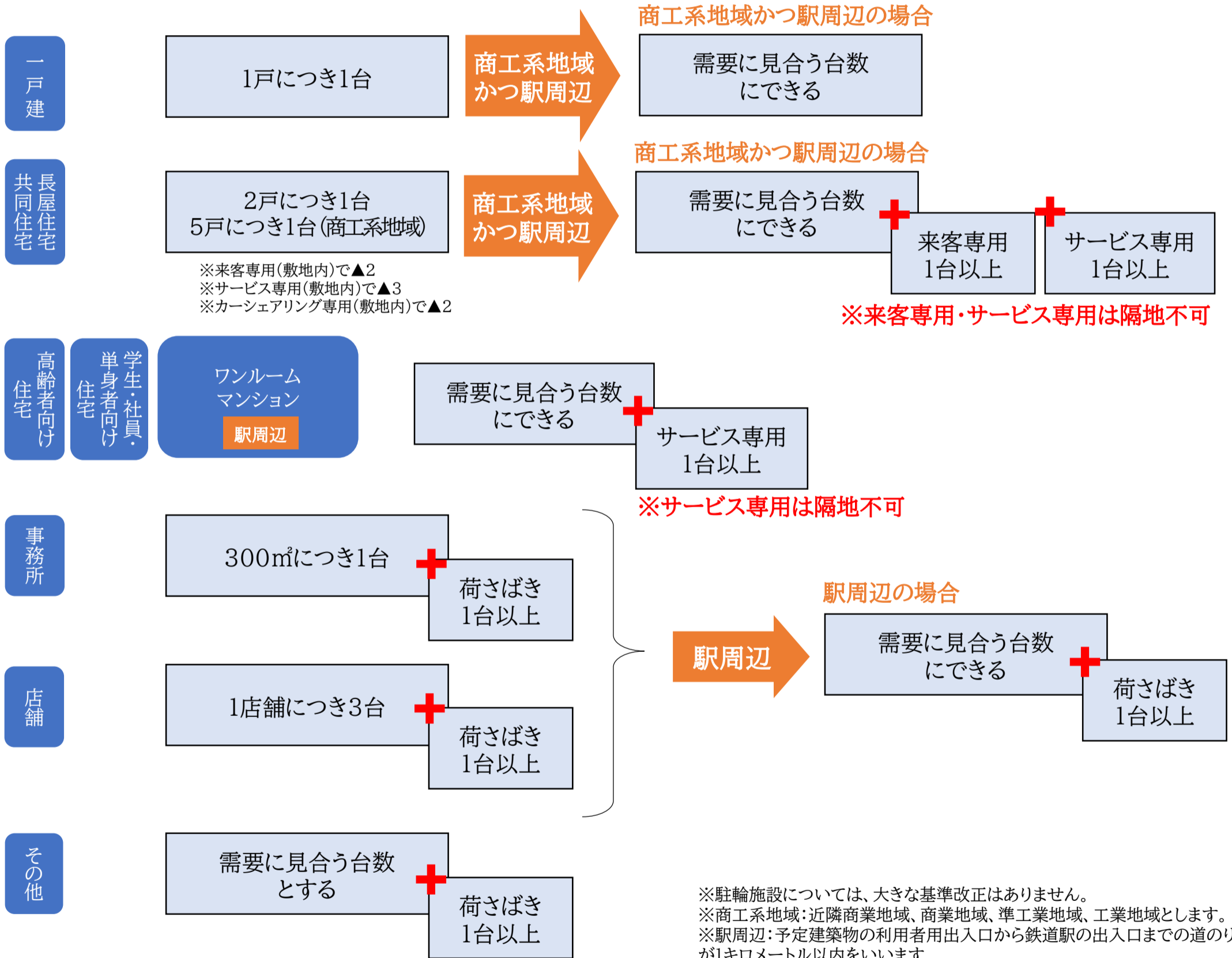


奈良市 都市計画課

(直通)0742-34-4748 電話受付 9時～17時
(※12時～13時の間は昼休憩時間とさせていただきます)

令和8年4月告示・適用開始、令和8年7月施行

開発指導要領第19条の改正概要



串刺し駐車
次の場合は原則、串刺し駐車にできません。(一戸建住宅を除く。)
・歩道に面する駐車施設
・交通頻繁の道路や主要な通学路に面し、不特定の者が利用する駐車施設

荷さばき駐車施設
・開発区域又は原則100メートル以内(道のり)に確保してください。
・面積17.5㎡以上とします。

隔地駐車施設
開発区域内に配置することが困難又は適当でない場合、原則100メートル以内(道のり)に確保してください。(場合により上限台数あり)

サービス専用駐車施設
・荷さばき及び居住者の送迎車両の駐車のために供する駐車施設をいいます。
・面積17.5㎡以上とします